

オンライン診療の実施に際し患者に対して説明すべき内容のチェックリスト

オンライン診療を安全に実施するためには、厚生労働省が示す「オンライン診療基準」及び「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守して実施することが求められます。

オンライン診療を実施する際は、以下の内容について患者に説明し、同意を得る必要があります。

以下のチェックリストは、オンライン診療を実施する際の患者への説明と同意を得る仕組み・流れについて点検を行う際にご活用ください。

オンライン診療の提供について	説明事項 にあれば✓
1 オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られているため、対面診療を適切に組み合わせ実施します。(V1(1)医師－患者関係/患者合意②v)	<input type="checkbox"/>
2 オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を判断し、オンライン診療による診療が適切でない判断した場合は、オンライン診療を中断し、対面診療に切り替えます。(V1(1)医師－患者関係/患者合意②v)	<input type="checkbox"/>
3 オンライン診療における医薬品の処方は、医師の判断に基づいて実施されます。安全のためにも、患者においては、現在服薬している医薬品を医師に正確に申告することが求められます。(V1(5)薬剤処方・管理②i)	<input type="checkbox"/>
4 オンライン診療はリアルタイムの視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段を用いる必要があります。メールやチャットなどのみによって診療を実施することはできません。(V1(6)診察方法ii、QA16) ※チャット機能を活用する場合は、当該機能を活用して伝達しあう事項・範囲について医師の指示に従ってください。	<input type="checkbox"/>
5 オンライン診療は患者のプライバシーが保たれるよう、患者は物理的に外部から隔離される空間で実施する必要があります。(V2(2)患者の所在②ii) 医師と患者のいずれにおいても、第三者を同席させる場合には、都度相手方に説明し、同意を得る必要があります。(V1(6)診察方法②iv、V2(5)通信環境)	<input type="checkbox"/>
6 以下の事項を含む 診療計画 について説明します。(V1(3)診療計画②i、iii) ※初診からのオンライン診療を行う場合については、診察の後にその後の方針(例えば、次回の診察の日時及び方法並びに症状の増悪があった場合の対面診療の受診先等)を患者に説明します。その後、オンラインでの診療継続又はその見込みのある場合、可及的速やかに、診療計画を定めます。 ①オンライン診療で行う具体的な診療内容(疾病名、治療内容等) ②オンライン診療と直接の対面診療、検査の組み合わせに関する事項(頻度やタイミング等) ③診療時間に関する事項(予約制等) ④オンライン診療の方法(使用する情報通信機器等) ⑤オンライン診療を行わないと判断する条件と、条件に該当した場合に直接の対面診療に切り替える旨(情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことができなくなる場合を含む) ⑥触診等できないこと等により得られる情報が限られることを踏まえ、患者が診察に対して積極的に協力する必要がある旨 ⑦急病急変時の対応方針(自らが対応できない疾患等の場合は、対応できる医療機関の明示) ⑧複数の医師がオンライン診療を実施する予定がある場合は、その医師の氏名及びどのような場合にどの医師がオンライン診療を行うかの明示 ⑨情報漏洩等のリスクに備えて、セキュリティリスクに関する責任の範囲(責任分岐点)及びそのとぎれがないこと等の明示(例)	<input type="checkbox"/>

オンライン診療の提供について		説明事項 にあれば✓
	<p>【セキュリティリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・オンラインシステム提供事業者に対するサイバー攻撃等による患者の個人情報の漏洩・改ざん等 ・非意図的要因（操作ミス等）や災害による IT 障害等 ・第三者による画面の覗き見による個人情報の漏洩等 <p>【医療機関及びオンライン診療システム提供事業者に課される事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関は、患者に対してオンライン診療の実施に伴うセキュリティリスクを説明し、オンライン診療に用いるシステムを利用することについての合意を得た上で、双方が合意した旨を診療録に記載し、オンライン診療を実施すること。 ・医師は、患者に対しあらかじめ情報通信機器の使用方法、医療情報のセキュリティ上安全な取扱い等について説明すること。 ・オンライン診療の際、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるオンライン診療システムを使用する際は医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講じること。 ・オンライン診療の際、医療情報を取得する目的で外部の PHR 等の情報を取り扱うことが、医療情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には医療情報安全管理ガイドライン等に沿った対策を講じること。 ・汎用サービス（Teams、LINE 等）を使用する際は、汎用サービスが医療情報システムに影響を与えない設定とすること。また、意図しない三者通信を防ぐために、医療機関から患者に繋げること。 	
オンライン診療の提供体制について		説明事項 にあれば✓
7	<p>オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して、患者様には以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします。（V2(5)通信環境3）</p> <p>①オンライン診療に使用するシステムに伴うリスクを把握した上で、オンライン診療を受診してください。 （例）リスクスマートフォンの紛失や、パソコン上のウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等 取りうる対策パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール等</p> <p>②オンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされていることを確認してください。</p> <p>③医師側の了解なく、ビデオ通話を録音、録画、撮影しないでください。</p> <p>④医師のアカウント情報等を診療に関わりのない第三者に提供しないでください。</p> <p>⑤医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させないでください。</p> <p>⑥汎用サービス（Teams、LINE 等）を使用する際は、医師側からおつなぎしますので、患者様側からは発信しないでください。</p> <p>⑦原則、医療機関側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わないでください。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わないでください。</p>	<p><input type="checkbox"/></p>

以上

※参考資料総務省「遠隔医療モデル参考書-オンライン診療版-」（令和6年5月）

日本プライマリ・ケア連合学会「プライマリ・ケアにおけるオンライン診療ガイド」（version2.0）

厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

総務省・経済産業省「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全ガイドライン」